

西蒲民商ニュース

2020年8月24日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256-72-3372

FAX 0256-72-3321

コロナの相談次々と

持続化給付、家賃支援

国保減免で商売継続

「コロナは関係ないと思ったが7月の売上が激減したので持続化給付金の申請をしたい」(サービス業)「家賃の負担が重く支援金の申請がしたい」(スナック)「国保が高くて市から減免の申請用紙をもらってきたが書き方はこれでもいいのか?」(小売)等お盆休み後も相談が次々寄せられています。国・県・市の補助金や支援制度を活用し、コロナによる商売の危機を乗り越えましょう。

【家賃支援給付金制度】

○支援対象業者

*法人や小規模業者やフリーランス

*5月〜12月の売上高一ヶ月50%減、

連続3カ月で前年同期比30%減

*商売で土地や建物の賃料を支払っている。

○給付額

個人 賃料(37.5万)の2/3の6倍

法人 賃料(75万)の2/3の6倍

個人最大3百万円 法人最大6百万円

○用意するもの

宣誓書

家賃等の賃貸契約書 申請日が契約期間に入っているもの。

家賃などの支払証明書(二か月分の通帳写しや、振込明細書)、領収書

本人確認書類(免許証など)

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類



家賃支援制度の申請を
しよう

国保の減免申請を!

○対象者

*主たる生計維持者の事業収入が令和元年分と比べて3割以上減少見込み

○減免額

*主たる生計維持者の令和元年分所得3百万円以下:保険料の全額

*4百万円以下:保険料の8/10

以下所得に応じて減免

○申請書類

令和2年分の収入見込み書

1月から直近(7月)までの収入帳簿等
令和元年分の確定申告書控え等

○問合せ 市保険料減免コールセンター

025122612633

【持続化給付金手続き】

1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

2、事前に用意しておくと便利

○2019年度分確定申告書の控え

法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの(収支内訳書等)

確定申告の収受印のない人は、税務署で

納税証明書その2(所得金額用)

○昨年の売上と今年の売上減少月(50%減)の比較が必要です。売上帳簿のひな形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物

